

第 31 号議案

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

大田区印鑑条例（昭和 50 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第 19 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けているものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを用いて、多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

個人番号カードを用いた多機能端末機による印鑑登録証明の申請等について定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 32 号議案

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 5 条を加える。

（徴収猶予に係る区の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 5 条の 2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第 4 項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内で区長が指定する月に分割して納付させ、又は納入させる方法とする。

2 区長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る区の徴収金を分割して納付させ、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 区長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入

期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 区長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名

及び住所又は居所) その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

- 2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
  - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
- 4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。
- 5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 猶予期間の延長を受けようとする区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
- 6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。

7 法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第 5 条の 4 法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る区の徴収金の金額を猶予期間内の各月（区長がやむを得ないと認めるときは、その期間内の区長が指定する月。次条において同じ。）に分割して納付させ、又は納入させる方法とする。

2 第 5 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付させ、又は納入させる場合について準用する。

3 法第 15 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第 5 条の 5 法第 15 条の 6 第 1 項に規定する条例で定める期間は、6 月とする。

2 法第 15 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る区の徴収金の金額を猶予期間内の各月に分割して納付させ、又は納入させる方法とする。

3 第 5 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付させ、又は納入させる場合について準用する。

4 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生

活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「行なう」を「行う」に改める。

第20条中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措

置)

第2条 改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第5条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納付期限又は納入期限が到来する区の徴収金について適用する。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、徴収等の猶予に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 33 号議案

大田区立消費者生活センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立消費者生活センター条例の一部を改正する条例

大田区立消費者生活センター条例（昭和 55 年条例第 27 号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表中

「		「	
	1,200 円		1,500 円
	1,700 円		2,100 円
	3,000 円		3,600 円
	1,700 円		2,100 円
	2,800 円	を	3,500 円
	4,400 円		5,500 円
	5,600 円		7,000 円
	8,300 円		10,300 円
	14,100 円		17,600 円
」		」	

に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する



必要があるので、この案を提出する。

第 34 号議案

大田区区民活動支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区区民活動支援施設条例の一部を改正する条例

大田区区民活動支援施設条例（平成 15 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「使用するとき」を「使用する場合（第 17 条の規定により支援施設の管理を行う団体が公益のために使用する場合を含む。）」に改める。

第 8 条第 4 項中「使用する場合」の次に「（第 17 条の規定により支援施設の管理を行う団体が公益のために使用する場合を含む。）」を加える。

別表第 3 の 1 区民活動支援施設大森の項中

「

250 円	350 円	350 円
500 円	750 円	750 円

を

」

「

300 円	420 円	420 円
620 円	820 円	920 円

に、

」

「

760 円	540 円	1,000 円	
800 円	800 円	800 円	1,200 円
1,600 円	1,500 円	1,600 円	2,000 円
1,200 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円

を

」

「

780 円	640 円	780 円	
1,000 円	900 円	1,000 円	1,400 円
1,200 円	1,140 円	1,200 円	1,500 円
920 円	780 円	920 円	1,200 円

に改め、同表

」

## 2 区民活動支援施設蒲田の項中

「

800 円	1,200 円	1,800 円
-------	---------	---------

を

」

「

1,000 円	1,500 円	2,200 円
---------	---------	---------

に改め、同表備考第6号中「

」

この表に定める使用料の5割相当額を「380円」に改める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

#### (提案理由)

指定管理者が公益のために使用する場合の優先使用等について定めるほか、受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 35 号議案

大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例

大田区特別出張所付属施設条例（昭和 37 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中付記以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

種別		区別		
		午前	午後	夜間
入新井集会室	大集会室	3,200 円	4,700 円	8,000 円
	小集会室	1,600 円	2,500 円	4,100 円
新井宿会館	集会室	3,200 円	4,800 円	8,100 円
	和室	540 円	800 円	1,300 円
嶺町集会室	大集会室	4,500 円	6,800 円	11,500 円
	小集会室	3,200 円	5,000 円	8,200 円
六郷集会室	第一集会室	1,800 円	3,100 円	5,000 円
	第二集会室	1,800 円	3,100 円	5,000 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 36 号議案

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

大田区立区民センター条例（昭和 44 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 7 条関係）

名称	施設名	単位	金額
洗足区民センター	広間	夜間	2,600 円
		静養室	夜間
	第一和室	夜間	400 円
		第二和室	夜間
	第三和室	夜間	660 円
		第四和室	夜間
	第一集会室	午前	1,500 円
		午後	2,000 円
		夜間	2,000 円
	第二集会室	午前	1,500 円
		午後	2,000 円
		夜間	2,000 円
	体育室	午前	2,300 円
		午後	3,100 円
		夜間	3,100 円
馬込区民センター	広間	夜間	1,900 円
	静養室	夜間	1,200 円
	第一集会室	午前	1,500 円
		午後	2,100 円
		夜間	2,100 円
	第二集会室	午前	940 円
		午後	1,300 円
夜間		1,300 円	

萩中 集会 所	体育室	午前	920 円
		午後	1,200 円
		夜間	1,200 円
	シルバールーム	夜間	2,900 円
	第一集会室	午前	1,400 円
		午後	1,900 円
		夜間	1,900 円
	第二集会室	午前	1,400 円
		午後	1,900 円
		夜間	1,900 円
	第三集会室	午前	1,400 円
		午後	1,800 円
		夜間	1,800 円
	キッズルーム	夜間	1,500 円
	体育室	午前	1,100 円
午後		1,500 円	
夜間		1,500 円	
小体育室	午前	240 円	
	午後	340 円	
	夜間	340 円	
大森 西区 民セ ンタ ー	広間	夜間	2,100 円
	静養室	夜間	900 円
	レクリエーションホール	午前	620 円
		午後	840 円
		夜間	840 円
	第二集会室	午前	1,600 円
		午後	2,200 円
		夜間	2,200 円
	第三集会室	午前	740 円
		午後	980 円
		夜間	980 円
	和室	午前	540 円
		午後	760 円
		夜間	760 円
	体育室	午前	1,500 円
午後		2,200 円	
夜間		2,200 円	
大田 区民 セン ター	広間	夜間	3,700 円
	静養室	夜間	1,200 円
	第1～第8教室（第6教 室を除く。）	午前	1,400 円
		午後	1,900 円

矢口 区民 セン ター	第6教室	夜間	1,900円		
		午前	1,400円		
		午後	1,800円		
	第9教室	夜間	1,800円		
		午前	2,000円		
		午後	2,700円		
	第10・第11教室	夜間	2,700円		
		午前	2,300円		
		午後	3,000円		
	リハーサルホール	夜間	3,000円		
		午前	1,600円		
		午後	2,100円		
	レクリエーションホール	夜間	2,100円		
		午前	4,500円		
		午後	6,000円		
	音楽ホール	夜間	6,000円		
		午前	14,500円		
		午後	19,400円		
	矢口 区民 セン ター	広間	夜間	19,400円	
			第一静養室	2,800円	
			第二静養室	860円	
		第一集会室	夜間	860円	
			午前	860円	
			午後	1,200円	
第二集会室		夜間	1,200円		
		午前	920円		
		午後	1,200円		
多目的室		夜間	1,200円		
		午前	740円		
		午後	1,120円		
レクリエーションルーム		夜間	1,120円		
		午前	820円		
		午後	1,200円		
スポーツスタジオ		夜間	1,200円		
		午前	1,500円		
		午後	2,100円		
体育室		夜間	2,100円		
		午前	2,300円		
		午後	3,000円		
温水プール		夜間	3,000円		
		個	一般（高校生以	2時間以内	360円

	人 使 用	上)	超過時間 30 分ごと	90 円
		小・中学生	2 時間以内	100 円
			超過時間 30 分ごと	20 円
貸切り使用			17,800 円	

別表第 3 備考中第 6 号を第 7 号とし、第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表備考に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 2 使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る料金は、徴収しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 備考の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 中備考以外の部分の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。



第 37 号議案

大田区立文化センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立文化センター条例の一部を改正する条例

大田区立文化センター条例（昭和 60 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 7 条関係）

名称	施設名	使用区分		
		午前	午後	夜間
大田区立美原文 化センター	第一集会室	1,200 円	1,800 円	1,800 円
	第二集会室	640 円	900 円	900 円
	和室	620 円	920 円	920 円
	調理室	620 円	840 円	840 円
同 馬込文 化センター	第一集会室	1,500 円	2,100 円	2,100 円
	第二集会室	640 円	880 円	880 円
	和室	560 円	840 円	840 円
	調理室	1,040 円	1,400 円	1,400 円
同 南馬込 文化センター	第一集会室	1,700 円	2,500 円	2,500 円
	第二集会室	600 円	820 円	820 円
	和室	800 円	1,100 円	1,100 円
	調理室	940 円	1,500 円	1,500 円
同 池上文 化センター	第一集会室	1,600 円	2,200 円	2,200 円
	第二集会室	760 円	1,060 円	1,060 円
	和室	520 円	740 円	740 円
	調理室	920 円	1,300 円	1,300 円
同 嶺町文 化センター	第一集会室	1,800 円	2,500 円	2,500 円
	第二集会室	780 円	1,020 円	1,020 円
	和室	680 円	900 円	900 円
	調理室	900 円	1,300 円	1,300 円
同 雪谷文 化センター	第一集会室	2,000 円	2,900 円	2,900 円
	第二集会室	1,060 円	1,500 円	1,500 円

	和室	640 円	840 円	840 円
	調理室	1,040 円	1,500 円	1,500 円
	陶芸室	340 円	520 円	520 円
同 石川町 文化センター	第一集会室	1,800 円	2,700 円	2,700 円
	第二集会室	1,200 円	1,800 円	1,800 円
	和室	360 円	560 円	560 円
同 糺谷文 化センター	第一集会室	1,600 円	2,200 円	2,200 円
	第二集会室	800 円	1,100 円	1,100 円
	和室	560 円	840 円	840 円
	調理室	1,000 円	1,400 円	1,400 円
	陶芸室 (A)	460 円	620 円	620 円
	陶芸室 (B)	340 円	460 円	460 円
同 羽田文 化センター	第一集会室	1,140 円	1,600 円	1,600 円
	第二集会室	920 円	1,300 円	1,300 円
	和室	520 円	740 円	740 円
同 萩中文 化センター	第一集会室	1,700 円	2,400 円	2,400 円
	第二集会室	600 円	840 円	840 円
	和室	400 円	620 円	620 円
	調理室	660 円	920 円	920 円
同 六郷文 化センター	第一集会室	920 円	1,300 円	1,300 円
	第二集会室	1,500 円	2,000 円	2,000 円
	和室	400 円	620 円	620 円
	調理室	900 円	1,200 円	1,200 円

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第7条関係)

名称	施設名	1日に徴収できる額
大田区立美原文化センター	体育室	4,380 円
同 馬込文化センター	体育室	4,820 円
同 南馬込文化センター	体育室	4,380 円
同 池上文化センター	体育室	4,820 円
同 嶺町文化センター	体育室	4,740 円
同 雪谷文化センター	体育室	5,200 円
同 石川町文化センター	レクリエーションホール	2,340 円
同 糺谷文化センター	体育室	4,800 円
同 萩中文化センター	体育室	4,140 円
同 六郷文化センター	体育室	4,820 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 及び別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 38 号議案

大田区立大森東地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森東地域センター条例の一部を改正する条例

大田区立大森東地域センター条例（昭和 57 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

施設名	単位		
	午前	午後	夜間
広間			2,100 円
静養室			1,000 円
第一集会室	1,500 円	2,000 円	2,000 円
第二集会室	1,500 円	2,000 円	2,000 円

備考 2 使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る料金は、徴収しない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（備考の部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2（備考の部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 39 号議案

大田区立ライフコミュニティ西馬込条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立ライフコミュニティ西馬込条例の一部を改正する条例

大田区立ライフコミュニティ西馬込条例（平成 8 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 音楽スタジオ等の項及び 2 健康室の項を次のように改める。

### 1 音楽スタジオ等

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
音楽スタジオ	平日	760 円	1,500 円	2,300 円	4,560 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	920 円	1,800 円	2,800 円	5,520 円
調理室	平日	1,160 円	2,300 円	3,500 円	6,960 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1,400 円	2,800 円	4,200 円	8,400 円
第一和室	平日	420 円	860 円	1,300 円	2,580 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	520 円	1,040 円	1,500 円	3,060 円
第二和室	平日	420 円	860 円	1,300 円	2,580 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	520 円	1,040 円	1,500 円	3,060 円
会議室	平日	920 円	1,800 円	2,700 円	5,420 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1,100 円	2,200 円	3,300 円	6,600 円
特別研修室	平日	3,600 円	7,200 円	10,800 円	21,600 円
	土曜日・	4,300 円	8,700 円	13,000 円	26,000 円

	日曜日・休日				
--	--------	--	--	--	--

## 2 健康室

使用区分 使用日	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
		午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分	正午～午後 2 時	午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分	午後 5 時～午後 7 時
平日	1,300 円	2,100 円	2,100 円	3,100 円	3,100 円
土曜日・日曜日・休日	1,600 円	2,500 円	2,500 円	3,700 円	3,700 円

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

#### (提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 40 号議案

大田区立池上会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立池上会館条例の一部を改正する条例

大田区立池上会館条例（平成 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 集会室等の項を次のように改める。

1 集会室等

施設名	使用区分	単位	使用料（1 回につき）
松の間	平日	午前	1,700 円
		午後	2,500 円
		夜間	4,200 円
		全日	8,400 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	1,700 円
		午後	3,100 円
		夜間	5,100 円
		全日	9,900 円
竹の間	平日	午前	1,500 円
		午後	2,200 円
		夜間	3,700 円
		全日	7,400 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	1,500 円
		午後	2,700 円
		夜間	4,400 円
		全日	8,600 円
紅梅の間	平日	午前	4,400 円
		午後	6,500 円
		夜間	10,900 円
		全日	21,800 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	4,400 円
		午後	7,800 円
		夜間	13,100 円
		全日	25,300 円



白梅の間	平日	午前	4,400 円	
		午後	6,500 円	
		夜間	10,900 円	
		全日	21,800 円	
	土曜日・日曜日・休日	午前	4,400 円	
		午後	7,800 円	
		夜間	13,100 円	
		全日	25,300 円	
多目的ホール	平日	午前	2,000 円	
		午後	3,000 円	
		夜間	5,000 円	
		全日	10,000 円	
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,000 円	
		午後	3,600 円	
		夜間	6,000 円	
		全日	11,600 円	
和室	平日	午前	240 円	
		午後	360 円	
		夜間	620 円	
		全日	1,220 円	
	土曜日・日曜日・休日	午前	240 円	
		午後	440 円	
		夜間	740 円	
		全日	1,420 円	
展示ホール	展示使用	全日	午前 9 時から 午後 10 時まで 16,800 円	
		平日	午前 5,600 円 午後 11,200 円 夜間 16,700 円 全日 33,500 円	
	集会使用	土曜日・日曜日・休日	午前	6,700 円
			午後	13,500 円
			夜間	20,100 円
			全日	40,300 円
	第一会議室	平日	午前	5,100 円
			午後	10,100 円
夜間			15,200 円	
全日			30,400 円	
土曜日・日曜日・休日		午前	6,100 円	

		午後	12,100 円
		夜間	18,200 円
		全日	36,400 円
第二会議室	平日	午前	2,500 円
		午後	5,000 円
		夜間	7,500 円
		全日	15,000 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	3,000 円
		午後	6,000 円
		夜間	9,000 円
		全日	18,000 円
第三会議室	平日	午前	2,000 円
		午後	3,800 円
		夜間	5,800 円
		全日	11,600 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,300 円
		午後	4,700 円
		夜間	7,100 円
		全日	14,100 円
集会室	平日	午前	13,600 円
		午後	27,200 円
		夜間	40,800 円
		全日	81,600 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	16,300 円
		午後	32,600 円
		夜間	49,000 円
		全日	97,900 円
視聴覚室	平日	午前	2,200 円
		午後	4,500 円
		夜間	6,800 円
		全日	13,500 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,700 円
		午後	5,300 円
		夜間	8,200 円
		全日	16,200 円
中研修室	平日	午前	1,500 円
		午後	3,100 円
		夜間	4,600 円
		全日	9,200 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	1,700 円
		午後	3,700 円

		夜間	5,500 円
		全日	10,900 円
小研修室	平日	午前	860 円
		午後	1,800 円
		夜間	2,700 円
		全日	5,360 円
		土曜日・日曜日・休日	午前
		午後	2,200 円
		夜間	3,200 円
		全日	6,400 円
調理室	平日	午前	2,300 円
		午後	4,700 円
		夜間	7,100 円
		全日	14,100 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,800 円
		午後	5,700 円
		夜間	8,500 円
		全日	17,000 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。